

平成 28 年 9 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 リ ア ル ワ ー ル ド  
住 所 東 京 都 港 区 六 本 木 一 丁 目 6 番 1 号  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 菊 池 誠 晃  
(コード番号：3691 東証マザーズ)  
問 い 合 わ せ 先 経 営 管 理 部 長 石 塚 明  
TEL. 03-5114-3580

## 再発防止策に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 9 月 15 日付け「独立委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」及び同日付け「平成 28 年 9 月期第 3 四半期決算短信の提出及び過年度の決算短信の修正、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出に関するお知らせ」（以下、「9 月 15 日付け各リリース」という。）にて公表しておりましたとおり、独立委員会からの提言を真摯に受け止め、具体的な再発防止策につきまして検討を行ってまいりました。

その結果、本日開催の取締役会において、下記の再発防止策等について決議いたしましたので、その概要をお知らせいたします。

当社は、今後下記の再発防止策を実行することにより当社及びグループ子会社の内部統制を強固なものとし、信頼の回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 再発防止に向けた改善措置

##### (1) コーポレートガバナンスの強化

当社は、経営の監視及び牽制機能がより発揮されるためのコーポレートガバナンスの強化のため、以下の施策を講じることを決定いたしました。

- ① 監査等委員会設置会社への移行
- ② 社外取締役の機能の強化

これにより、経営意思決定と業務執行の分離を図り、より実効的な監査・監督が可能となると考えております。また、監査等委員会設置会社への移行は、本年 12 月に予定されております定時株主総会での決議事項とし、監査等委員には従前の社外取締役に加えて新たに適切な能力及び経験を有する人材を社外取締役として提案する予定であります。

##### (2) 内部管理体制及び業務体制の見直し

当社においては、効率的な業務体制を求めるが故に不足していたと思われる業務フローを抜本的に見直し、必要な統制手続を踏むことにより、業務を属人化させず、様々な視点・角度で検証可能な業務体制を構築いたします。

- ① 経理部門における売上計上手続の見直し

※各種申請フォーマットの見直し及び承認フローの再構築、収益認識ルールの徹底

- ② 営業部門における証憑取得手続の見直し

※各種報告フォーマットの見直し及び承認フローの再構築

③ 一括業務管理システムの導入

※システム統制の見直し

※管理会計の見直し、管理指標の拡充

④ 職務権限規程における取締役会決議事項の拡充

※稟議制度の見直し（稟議フローの細分化、稟議内容の拡充）

⑤ 人事配置の改善にかかる施策の実施

⑥ 内部取引における計上ルールの見直し（標準化）

⑦ 内部監査室の拡充

※人員増強、監査計画の見直し

⑧ 予算実績管理の徹底

従前の管理フォーマットでは不十分であった各種証憑の確保について、IT化による効率性は求めつつも、一部の人的認証プロセスによるべき統制の導入による確実な確保を図ります。それに伴う各種申請・報告フォーマットについては記載項目も再度検討して整備し、承認フローについても全面的に見直して検証可能な体制を再構築いたします。

そのオペレーションを支える施策として、1つには必要な統合的なシステム導入によって規定外のオペレーションの排除と結果検証できるようにいたします。一部運用を開始しておりますが、今後更なる整備を進めてまいります。

2つ目には、職務権限を明確にして、1つの業務・取引に複数の目を介在させることによって統制レベルを向上させるとともに情報を属人化させず、組織に帰属させるようにいたします。そのために必要な人員配置、組織改編を行います。当該ルール化は、当社のみならず、完全子会社における統制にも適用し、グループ間の取引においても定型化を図るべく、約定化等を行います。

3つ目には、前出の各種施策で定義付けられたオペレーションが運用徹底できているかをチェックする体制として、内部監査室の拡充を行います。従前は他部門を兼務する体制であり、十分に機能しているとはいえない状況でありましたので、適任者を選定・補充して組織的な内部監査体制を構築し、業務のモニタリングを行います。

最後に、様々な統制のもとに数値化された結果を検証できる体制として、従前より精緻な計数管理体制にすべく、予算計画を細分化し、実績との比較・差異分析・経営判断とつながるようにいたします。

(3) コンプライアンスに対する役職員の意識向上を図る施策の実施

業務を推進する上で必要な会計面を中心としたコンプライアンスに対する役職員の意識向上及び不正等の発生を抑止するための体制構築にあたり、以下の施策を講じます。

① 教育・研修の強化

② 外部相談窓口の設置、内部通報窓口の変更

当社においては、事業を推進する中でリスクやそれを回避するための統制等について知識の向上が必要であるため、体系化したカリキュラムを構築して、来年度早々に運用を開始すべく準備を進めております。また、常勤監査役に内部通報窓口としてホットラインを設置しておりましたが、過去において通報実績もなく、より効果的な不正等の抑止のための体制として社内については内部監査室、外部については顧問弁護士を窓口として通報ルートを確立し、匿名性を高めるとともに通報者に不利益とならない配慮を施して、不正等の抑止に努めてまいります。また、当

該制度については、全社員共有のプラットフォームに常に掲示するとともに入社時の業務説明カリキュラムにも加えて周知・徹底に努めます。

(4) 再発防止策を推進する体制

上記の各施策を推進する体制として、取締役会長となる有賀貞一をプロジェクトリーダーとする「ガバナンス強化プロジェクト」を発足して迅速な体制の整備に努めてまいります。

2. 関係者に対する責任等について

当社は、今回の取引に関与した取締役2名から、取締役としてとるべき配慮に不足していたこと、このような事態を招いてしまったことによる辞任の申し出を受け、それを受理いたしました。

また、9月15日付リリースにも記載いたしましたが、代表取締役社長である菊池誠晃は、経営トップとしての道義的な責任をとるため、役員報酬の3ヶ月分を全額自主返納いたします。

以 上